

# **基礎資料編**



水戸農業協同組合

代表理事組合長 飯島 清光

## 持続可能な農業と経営基盤の強化

平素は、JA水戸の各事業に格別のご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと引き続きコロナウイルスに大きく影響された年でした。テレワークなど新たな働き方やオンラインでのコミュニケーションなど今までとは違う形での生活様式に対応していかなければならない年でした。

当組合におきましては3ヵ年計画の最終年次として、農業の所得増大と豊かな地域社会への実現に向けてのくらしの活動強化、それらを支える経営基盤の拡充を掲げ、事業運営に邁進してまいりました。なかでも体制整備として緑岡支店と酒門支店を統合し、新設した千波支店は相談機能を強化し、組合員や地域住民のニーズに応えるべく都市型店舗として運営しております。

本年度は新たな3ヵ年に向けて昨年の10月に行われた県JA大会で決議された「持続可能で高付加価値な茨城農業の実現」に向け、「農業者の所得増大」「持続可能で安心して暮らせる豊かな地域社会の確立」「農業、地域・くらしを支える組織・事業基盤強化」を取組みながら組合員との積極的な対話と事業運営のへの反映に努め、当組合が組合員や地域にとってなくてはならない存在であり続けるため、役職員一丸となって事業に邁進してまいります。組合員各位のなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここに、当組合の業務内容・事業活動の状況等をまとめた「ディスクロージャー誌2022」を発行させていただきます。ぜひご一読いただき、ご理解を深めていただくとともに、皆さまの一層のご健勝・ご活躍を祈念しまして、ごあいさつといたします。

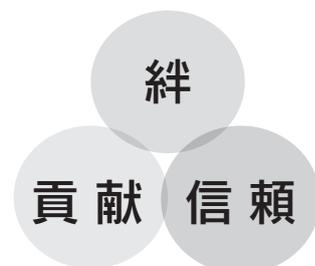
令和4年5月

## 経営理念

### JA水戸の目指すもの

貢献、絆、信頼一。  
食と農・地域が一体となって、顔が見える組織づくりで  
「創造と成長」の新しいJAへ

#### ■経営理念



JA水戸は、農業と地域にかかわる人々が、いつも身近で一番に感じられ、信頼される組織づくりに努めています。「顔が見えるコミュニケーション」というJAの良さを継承・発展させ、農業と地域社会の活性といった組織の目標を誠実に果たしていきます。

そのため、農業・経済・社会環境の変化、そして価値観の太陽化に柔軟に対応するために、JA水戸は、経営理念を定めています。事業活動を通して農業・地域に「貢献」できるJAとして、人と農と地域の輪をつなぐ「絆」を育み、地域社会で「信頼」される、「創造と成長」する新しいJAづくりに取り組んでいます。

#### ■JA水戸OweN ロゴマーク



### JA3カ年計画（2022年度～2024年度）

#### 未来へつなぐ

#### ～持続可能な農業と豊かな地域社会をめざして～

当JAは、前期3カ年計画（2019～2021年度）に基づいて、「農業者の所得増大」「地域とくらしを豊かにする協同組合運動の実践」「JA自己改革を実現するための組織・事業基盤の拡充強化」を3つの柱とする自己改革の実践に取り組みながら、所得増大に向けた販売強化や農業経営管理支援の強化、食農教育活動など地域とくらしを支える活動などの取り組みをすすめてきました。

この結果、「JAの自己改革に関する組合員調査」等において、多くの正組合員から、一定の評価と自己改革への一層の期待、准組合員から総合事業の必要性や地域農業を応援したいとの声をいただくことができました。

JAグループ茨城では令和3年10月の第29回茨城県JA大会において、3つの柱（「農業」「地域・くらし」「組織・経営」）を継続し、「地域・くらし」と「組織・経営」の実践を通じた相乗効果により力強いJAへ成長し、「農業」の重点目標である「農業者の所得増大」を実現し、持続可能で高付加価値な茨城農業の実現を目指すこととしました。

当JAは、この大会決議を受けて、3つの柱（「農業」「地域・くらし」「組織・経営」）に基づき新3カ年計画兼自己改革工程表を策定し、地域になくってはならないJAであり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化とともに、組合員との徹底した対話を通じ、総合事業を基本として「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

改革の取り組みと成果について対話等を通じて評価を把握し、次の改革につなげることでPDCAサイクルを回し、自己改革を着実に実践します。

#### 重点取り組み事項

- I. 農 業…農業者の所得増大
- II. 地域・くらし…持続可能で安心して暮らせる豊かな地域社会の確立
- III. 組 織・経 営…農業、地域・くらしを支える組織・事業基盤強化

## 経営方針

### ◇「農業者の所得増大」への挑戦

「農業者の所得増大」に向け、米の需給調整の追求とマーケットインによる生産振興と販売力強化に努めるとともに、多様な農業者の営農活動支援に努めます。

また、仕入機能の強化による生産トータルコスト低減に取り組み、組合員ニーズに対応した資材の安定供給と生産性の向上を目指します。

### ◇「地域の活性化」への貢献

地域貢献のためのJAくらしの活動を拡充・定着化し、JAと組合員および地域住民が、より強くつながった安心して暮らせる豊かな地域社会を目指します。

### ◇健全経営の為の取り組み

マイナス金利等の影響による収益構造の変化や、コロナ禍を契機とした社会情勢の変化に対応するため、将来見通しを踏まえた経営計画の策定と実践、PDCAに基づく進捗管理により、持続可能なJA経営基盤が確立・強化された状態を目指します。

また、リスク情報の主体的な収集と適切な経営判断を可能とするためのガバナンス・内部統制の強化により、経営の健全性が確保された状態を目指します。

### ◇営農・経済事業部門

JAの総合機能を発揮し、普及センター、行政等と連携しながら、担い手の農業経営管理支援（農業経営コンサルティング）として経営分析や経営改善指導に基づき農業経営収支の改善を後押しし、継続して農業者の所得増大を目指します。

また、安定生産と品質向上の取り組みに加えて、高付加価値化、販売を起点とした契約取引と産地間連携拡充による農業者の所得増大、所得の安定化を目指します。

### ◇信用事業部門

持続可能な農業の実現・豊かな地域社会の確立の実現に向けて、「JAバンクならではの金融仲介機能を発揮」するとともに、それを実現するための「経営基盤・持続性の確保」に取り組み、地域に根差した信用事業を展開します。

### ◇共済事業部門

全契約者へのフォロー活動の実践と「ひと・いえ・くるま・農業」の万全な保障提供を通じて、組合員・利用者の豊かな生活づくりと持続可能な農業の発展に貢献します。

## 経営管理体制

### ◇経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

## 事業の概況（令和3年度）

### ◇経営環境と令和3年度の業況・事業実績・損益状況の概要

農業を取り巻く環境は、原油価格の高騰による燃料や肥料、ビニールなどあらゆる生産資材の値上げが相次いでおり、様々な品目で営農に係るコスト高の影響が農家経営を圧迫しており、コストを抑える対策や生産性向上を目指した技術開発などの対応が求められています。また、コロナ禍における外食需要の減退に伴い、多くの品目で価格低下がみられ、特に米価については顕著にあらわれています。さらに、新たな生活様式による食生活の変化が進み、加工用契約栽培などの中食用品目への影響も懸念されています。

金融経済においては、消費者の新型コロナウイルス感染症への警戒感が根強いことなどが影響し、回復が諸外国と比べ緩やかなペースとなっていました。今後は対面式のサービス部門の弱さの懸念があり、ネットバンキングなどのインターネットを活用したサービスの強化が図られます。

そのような中で、昨年度同様コロナ禍による事業活動の範囲も限られましたが、各事業で対策を講じ基盤の安定に努めました。新店舗オープン記念による金融キャンペーンを実施し、新たな顧客獲得に努めました。その結果、事業利益241百万円（計画比223.7%）、経常利益380百万円（計画対比159.7%）、当期剰余金272百万円（計画比195.6%）、自己資本比率12.01%（前年度より0.07ポイント向上）となりました。

### ◇決算概況をふまえ対処すべき組合の課題

#### ① 不断の自己改革に関する取り組み

当JAの基本方針として、「農業者の所得増大」、「地域とくらしを豊かにする協同組合運動の実践」、「JA自己改革を実現するための組織・事業基盤の拡充強化」を掲げ、この実現に向け不断の自己改革を実践します。

#### ② 本支店体制整備の対応方針について

地域に根ざした信用事業を展開し、ニーズに応じた農業融資・生活関連資金に対する相談機能強化とともに、利用者サービスの利便性向上のため、ネットバンキングなどのデジタル化の普及強化に取り組みます。

#### ③ 統合的リスクの管理について

さまざまなリスクを把握し、評価したリスクを総体的に捉え自己資本と比較することにより経営の健全性を継続的に確保するための管理を行います。

#### ④ コロナ禍に対する役割について

協同組合としての組織力を発揮して、組合員や地域住民の食と命を守り、さらに営農や暮らしと地域を守る社会的使命を担っている自覚を持った行動と感染防止対策をとりながら組合員とのコミュニケーション強化に努めます。

### ◇令和3年度決算の概要と主要業務の概況

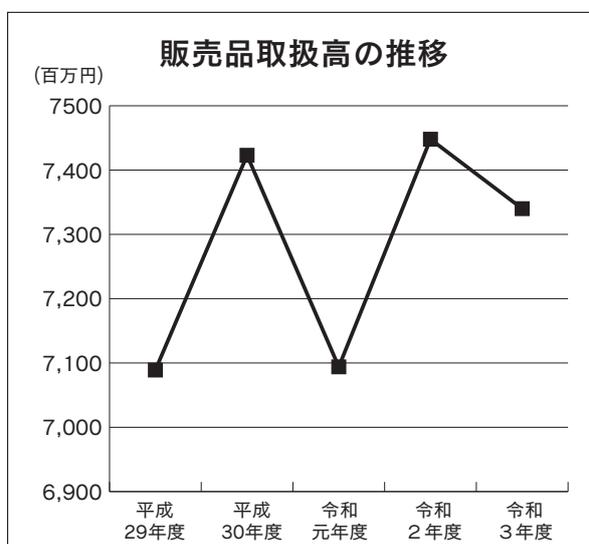
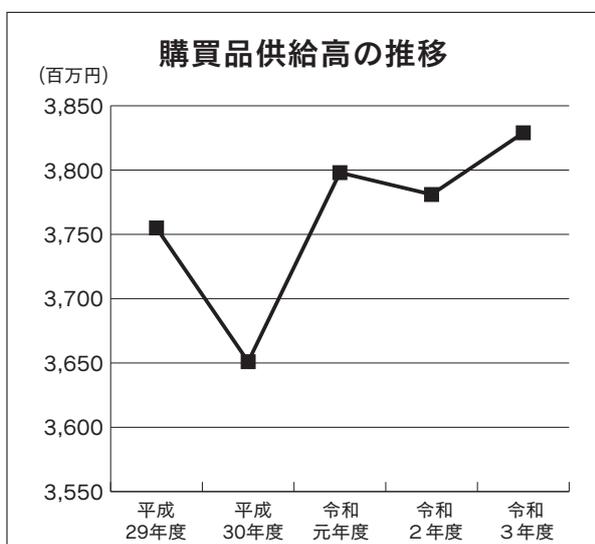
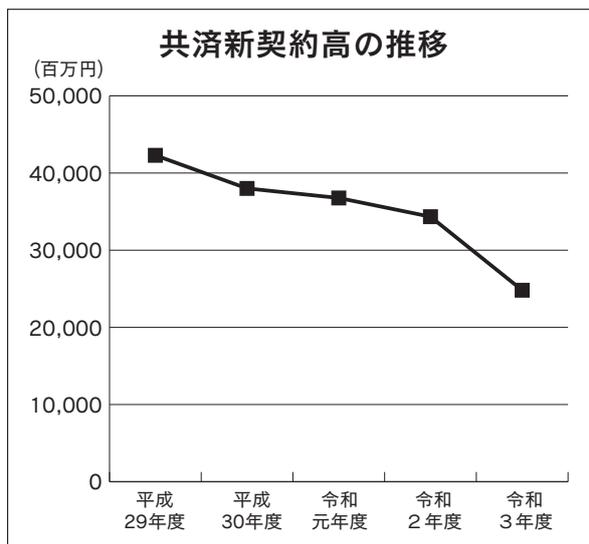
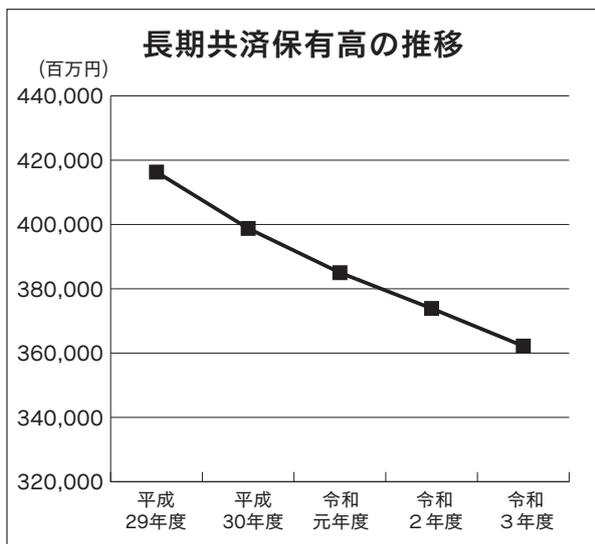
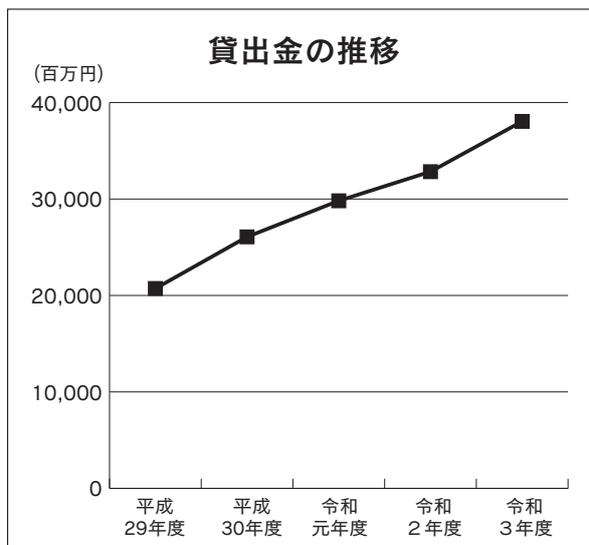
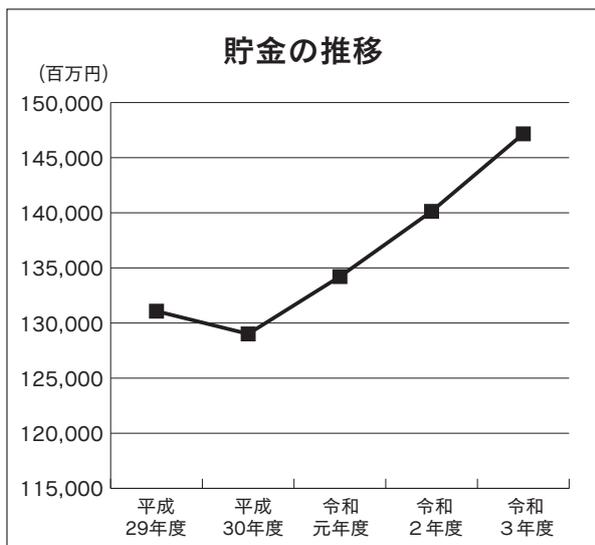
（単位：百万円）

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業利益	155	82	241	241
経常利益	254	202	387	380
当期剰余金（▲は当期損失金）	174	▲283	269	272
総資産	141,473	146,691	152,673	159,800

（単位：百万円）

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
貯金	129,011	134,213	140,129	147,163
貸出金	26,074	29,816	32,835	38,047
長期共済保有高	398,769	385,013	373,888	362,185
購買品供給高	3,651	3,798	3,781	3,829
販売品取扱高	7,423	7,094	7,448	7,340

◇事業実績の推移



## ◇内部統制システム基本方針

業務の適正を確保するための体制として、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

# 内部統制システム基本方針

平成31年2月1日制定  
水戸農業協同組合

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

### 1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

### 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

#### **4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

#### **5. 監事監査の実効性を確保するための体制**

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

#### **6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制**

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

#### **7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制**

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

## 事業活動のトピックス（令和3年度）

### ◇第28回通常総代会

第28回通常総代会を4月18日に、当JA本店大ホールにて行いました。今回もコロナ禍の影響により書面議決での開催となり、2020年度事業報告、2021年度事業計画、新役員の選任など全議案が可決決定されました。



### ◇しろさと支店で還付金詐欺防止で感謝状授与

還付金詐欺を未然に防いだとして8月19日に笠間署で感謝状の贈呈が行われました。今回の詐欺防止は8月5日に城里町役場の職員を名乗る人物から介護保険料の過払い金返金手続きで来店した組合員に対応して発覚しました。

### ◇千波支店がオープン

本支店体制整備計画の一環として「酒門支店」「緑岡支店」を統合して「千波支店」を新設し、11月14日に新店舗でオープニングセレモニーを開催しました。新たなに建設した店舗は旧緑岡支店の敷地内に建設され、当JAで取扱事業量は一番となります。



### ◇WEB形式での人形供養祭を開催

12月19日に東水戸ホールで約2年ぶりのなる人形供養祭を開催しました。今回はコロナ対策で初となる会場からネット配信での開催となりました。この供養祭には570人から7,288体の人形が集まり、参加者からの供養費は管内の社会福祉協議会に寄付いたしました。

## 農業振興活動

### ◇茨城町メロンが県内JAで一番乗り集荷

3月25日に茨城町メロン部会が県内JAでは最も早いメロンの出荷を行いました。関係者が見守る中、147ケースが検査を受けました。



### ◇全農・契約栽培米多収コンテストで管内生産者が日本一

令和2年度契約栽培米多収コンテストで茨城町の菊地茂光さんが10a当たりの収量でもっと多い生産者に送られる全農会長賞を受賞しました。菊池さんは「とよめき」で10aあたりの収量は902キロでした。

### ◇自動田植え機の実演の開催

6月11日に水戸市飯島町のは場で有人仕様の自動雲煙田植え機の実演会を水戸農機センターが主催し開催しました。実演会では生産者らが実際に乗って自動運転での田植えを体験し、ハンドルを全く触っていない状態で素早く田植え機が直線に動き、旋回もスムーズで均等に苗を植えていく様子に驚いていました。



### ◇水戸乃「ふくゆい」出荷

梅の名所「偕楽園」がある水戸市が食用の梅の実も知名度アップを図ろうと生産に取り組んでいるブランド梅「水戸乃梅ふくゆい」の出荷が6月8日に開始されました。この「ふくゆい」は市内の酒造メーカーや菓子店で加工されます。

### ◇料理教室でキーマカレー作り

11月27・28日の2日間でJA親子料理教室を開催しました。白菜やローズポークなど管内の農産物を使った野菜たっぷりキーマカレーと米粉ナンづくりに挑戦し、親子41名が参加しました。



## 地域貢献情報

### ◇社会貢献活動（社会的責任）

組合員の営農と生活を守るというJA本来の責任とあわせて、安全・安心な食料の安定供給、環境保全、地域社会への貢献という社会的責任を実現するための活動を展開しています。

具体的には、年金等の各種無料相談会、小・中学校などの職業・農業体験の受け入れ、JAの土地・建物を有効活用した売電事業、健康診断やウォーキング教室・女性大学など、地域の皆さまの豊かな生活づくりを目指しています。

### ◇地域貢献情報

#### □全般に関する事項

JA水戸は、農業者・地域住民の方々が組合員となり、相互扶助を共通理念として運営される協同組合です。地域農業の発展と豊かな地域社会づくりのため、JAの総合事業を通じてより良いサービスの提供に努め、地域の協同組合として、食と農を通じた社会貢献に努めています。

#### □地域からの資金調達状況

- (1) 貯金残高（令和4年1月31日現在）  
1,471億6,362万円  
（うち組合員1,286億791万円、員外185億5,571万円）
- (2) 貯金商品  
組合員・地域のみなさまのニーズにあった金融商品(各種キャンペーン・定期貯金等)の提案などを行い、取引の拡大に努めています。

#### □地域への資金供給の状況

- (1) 貸出金残高（令和4年1月31日現在）  
380億4,783万円  
うち組合員306億5,262万円、地方公共団体・地方公社等67億5,999万円、その他6億3,521万円
- (2) 制度融資取扱状況  
長期・低利で利用でき、農業用施設・機械等の取得や家畜の購入・育成、果樹の植栽・育成など幅広い事業に活用出来る「農業近代化資金」などを取り扱っています。
- (3) 地域の農業者等への資金ニーズへの取り組み
  - ① 健全な農業経営に必要な無利子の「認定農業者育成資金」、また農業者へ低利で融資する「農業経営拡大資金」などを取り扱っています。
  - ② 組合員をはじめ、地域の皆さまの農業、暮らしの発展に寄与できる「農業ローン」「営農ローン」「住宅ローン」「自動車ローン」「教育ローン」など、さまざまな融資商品をご用意しています。
- (4) 新型コロナウイルス感染症への対応  
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、緊急支援対策としての災害資金を通じた貸付対応、相談支援を行っています。

文化的・社会的貢献に関する事項

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

学校給食への地元農産物の提供、女性部や青年部などを中心とした農業体験指導や食農教育活動を積極的に行っています。「くらしの活動」としては、組合員・地域住民の健康増進へ向けた活動（いきいき健康づくりプロジェクト、組合員健康診断）や、女性大学はじめとする趣味の活動の活性化に取り組んでいます。

加えて、相続相談・年金相談会、日本赤十字社の献血協力なども積極的に 行い、子育てをする親を応援する「子ども倶楽部」会員向けのイベントを開いています。

(2) 利用者ネットワーク

組合員や地域住民相互の親ばくを深める目的で、クロッケー・ゲートボール大会・グラウンドゴルフ大会（年金友の会）、芸能大会（年金友の会、女性部）をはじめ、女性大学の開講、いきいき健康づくりプロジェクトなどを行っています。

(3) 情報提供活動

J A と組合員を結ぶパイプ役として広報誌「協同の心」を通して、J A 水戸の情報を発信するとともに、ホームページ・フェイスブック・インスタグラムのページを開設して、組合員はもちろん、全国の消費者に対しても積極的な情報提供を行っています。

ホームページアドレス：<http://www.mt-ib-ja.or.jp/>

事業継続計画（BCP）への取り組み

災害時等に備える事業継続計画（BCP）としては、地元行政と災害時協力協定を結び、災害時に地域住民の早期安定と復興に対しての活動協力体制をとっています。また、大規模地震に備えるため、J A グループ茨城の県域一斉訓練への参加も実施しています。

◇ 地域密着型金融への取り組み（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況を含む）

農業者等の経営支援に関する取組方針

当 J A は農業者をはじめ、地域の皆さまに利用される総合事業体として、営農経済事業や金融機能のみならず、環境・文化・福祉といった面を視野に入れた事業活動を行っています。なかでも農業者等の経営支援を重点取り組み事項の一つとして位置付け、農業メインバンク機能の強化を行っており、資金ニーズの把握に努めています。

農業者等の経営支援に関する態勢整備

営農相談員（TAC）は、各関係機関との連携を図りながら農業者の農業技術・生産向上に向けた相談に応えています。

農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

農業者の多様なニーズに応じていくため、各種プロパー資金や農業近代化資金などの取り扱いを通じて、農業者の経営と生活をサポートしています。

ライフサイクルに応じた担い手支援

直売所・インショップ生産支援育成を充実させ、多様な担い手の育成支援に取り組んでいます。また、新規就農資金の相談など、それぞれの段階に応じた資金を取り扱い、担い手の経営と生活をサポートしています。

経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み

農業融資については、各関係機関と連携を図り、経営改善計画の分析を通じて、農業者に適した資金提案を行っています。

農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

地域密着による組合運営、農産物直売所運営などを通じ、組合員、地域住民、消費者などのニーズを把握し、より身近な事業運営を行うとともに、地域の小中学生に対しては、農業への理解を深めるため、食農教育や職場体験などを行っています。

## リスク管理の状況

### ◇リスク管理体制

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

#### ① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### ② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

#### ③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

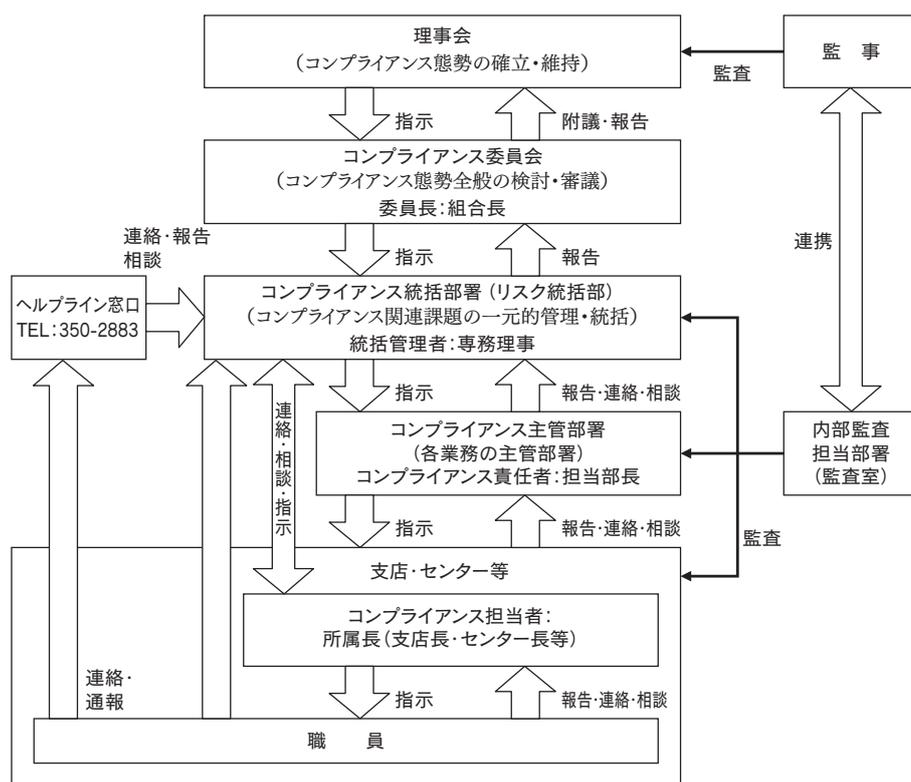
⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「JA事業継続計画（BCP）」を策定しています。

〔リスク管理体制図〕

【コンプライアンス管理体制図】



## ◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

【前文】

- J A 水戸は、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。
- J A 水戸が、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

【基本方針】

- 当組合は、J A の担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズを応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
- 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門に各業務の主管部署・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

## ◇金融ADR体制への対応

### ① 苦情処理措置の内容

当J Aでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、J Aバンク相談所やJ A共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当J Aの苦情等受付窓口

電 話：029-254-7935

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

## ② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

### ・信用事業

東京弁護士会紛争解決センター

電話：03-3581-0031

受付時間：午前9時30分～午後3時（正午～午後1時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

第一東京弁護士会仲裁センター

電話：03-3595-8588

受付時間：午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）

月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）

第二東京弁護士会仲裁センター

電話：03-3581-2249

受付時間：午前9時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）

月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）

①の窓口または一般社団法人JAバンク相談所（電話：03-6837-1359・受付時間：午前9時～午後5時（祝日及び金融機関の休業日を除く））にお申し出ください。

なお、上記弁護士会には、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

① 現地調停：東京の弁護士会のあつせん人と東京以外の弁護士会のあつせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

② 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は一般社団法人JAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問合せください。

### ・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所 （電話：03-5368-5757）

(<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>)

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構 (<http://www.jibai-adr.or.jp/>)

（公財）日弁連交通事故相談センター (<http://www.n-tacc.or.jp/>)

（公財）交通事故紛争処理センター (<http://www.jcstad.or.jp/>)

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR (<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

## ◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

## 自己資本の状況

### ◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和4年1月末における自己資本比率は、12.01%となりました。

### ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

### ○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	水戸農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,301百万円（前年度3,299百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

## 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。

### ◇「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

### ◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

### ◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

### ◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

## 事業のご案内（信用事業）

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、「JA・信連・農林中金」という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

また、万が一JAの経営基盤が弱くなった場合でも、JA系統金融は独自の信用事業相互援助制度や貯金保険機構を通じ、貯金者の皆様のご迷惑を最大限回避する仕組みが整っています。

### ◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

### □当組合の主な取扱商品

(令和3年5月1日現在)

種 類	特 色	期 間	お預け入れ額
総合口座	1冊の通帳に「借りる」「使う」「貯める」の3機能がセットされています。普通貯金に定期貯金をセットすることにより、自動融資が受けられる口座です。	出し入れ自由	1円以上
普通貯金	公共料金の自動支払い、年金、給与などの自動受け取りなどにご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄貯金	増やしながらか、いつでも使える貯金です。普通貯金より有利で、定期貯金より自由、便利です。	出し入れ自由	1円以上
当座貯金	小切手、手形のお支払いのための貯金です。現金を持ち歩かずに資金を効率的に生かすことができます。振り込み金の受け取り、公共料金などの自動支払いにも利用できます。	出し入れ自由	1円以上
通知貯金	まとまったお金を短期間預けるのに適した貯金です。払い出しに際しては、2日前までに予告が必要です。	7日以上	50,000円以上
定期積金	毎月一定額を一定期間積み立てて、無理なくコツコツと蓄える貯金です。	6ヵ月以上 5年以内	1,000円以上
積立式定期貯金	毎月一定額を積み立てていく、定額積立や、積立額を定めず自由に積み立てていく自由積立などの方法があり、積み立てても有利な定期貯金の利息がつきます。ボーナス併用なども、ご利用いただけます。	自由	1,000円以上
譲渡性貯金 (NC-D)	大口資金の短期運用に最適です。中途は解約できませんが、満期前日に、裏書譲渡により第三者に譲渡できます。	7日以上 5年以内	1,000万円以上
スーパー定期	お預け入れ額が、1円以上の自由金利貯金です。	1ヵ月以上 5年以内	1円以上
期日指定定期	利息は、1年複利で計算しますので、長く預けるほどお得です。預け入れ日から1年経過後は、満期日を指定して払い戻すことができます。	据え置き期間 1年を含めて 最長3年	1円以上 300万円未満
大口定期	1,000万円からの大型貯蓄で、市場実勢を反映した高利回りが魅力です。	1ヵ月以上 5年以内	1,000万円以上

種 類	特 色	期 間	お預け入れ額
一 般 財 形	勤労者が毎月の給料から天引きで積立てできる貯金で、お使いみちが自由です。	3年以上	原則として 1,000円以上
財 形 住 宅	満55歳未満の勤労者で、マイホームの取得、増改築などを目的とした積立貯金です。	5年以上	原則として 1,000円以上
財 形 年 金	満55歳未満の勤労者で、年金受け取り方式の積立貯金です。	5年以上	原則として 1,000円以上
国 債	国が発行する債券で、満期日まで解約しなければ、元本・利息は、国によって保証されている商品です。	3・5・10年	購入額は 1万円以上
投 資 信 託	資産運用の見直し、運用方法の多様化など、資産運用の目的に合わせて、資産を上手に活かす有効な手段の1つです。	自由	1万円以上 (積立式5,000円以上)

⑨金利はいずれも店頭に表示されています。

ご貯金やご融資などの商品やサービスにつきましては、それぞれの商品やサービス内容についてお問い合わせいただくなど、ご確認のうえご利用ください。

## ◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

### □当組合の主な取扱商品

(令和3年5月1日現在)

種 類	お使いみち	ご利用いただける方	ご利用方法			
			ご利用金額	ご利用期間	返済方法	保証・担保
JA住宅ローン	・住宅の新築 ・新築・中古住宅の取得 ・宅地の購入 ・住宅の増改築 ・他行からの借換など	・組合員 ・満20歳以上、満66歳未満で最終返済時満80歳未満	・50万円以上10,000万円以内(基金協会) ・10万円以上10,000万円以内(協同住宅ローン)	3年以上40年以内	・元利均等返済(固定・変動) ・元金均等返済(固定)	・原則有担保 ・基金協会保証 ・協同住宅ローン(株)保証
JAマイカーローン	・自動車購入(営業車は除く) ・車検 ・修理・購入時の付帯経費 ・車庫の施設 ・免許取得費など	・組合員 ・満18歳以上75歳未満最終返済時満80歳未満	10万円以上1,000万円以内	6ヵ月以上10年以内	・元利均等返済(固定・変動)	・担保不要 ・基金協会保証 ・三菱UFJニコス(株)保証
JA多目的ローン	・生活に必要なとする資金	・組合員 ・満18歳以上、最終返済時満80歳未満 ※ニコスは満20歳以上	10万円以上500万円以内	6ヵ月以上10年以内	・元利均等返済(固定・変動)	・担保不要 ・基金協会保証 ・三菱UFJニコス(株)保証
JA教育ローン	・受験費用、入学金、授業料、学費、家賃(1年分)など	・組合員 ・満20歳以上、最終返済時満71歳未満	10万円以上1,000万円以内	6ヶ月以上据置期間を含め最長15年(在学期間+9年)	・元利均等返済(固定・変動)	・担保不要 ・基金協会保証 ・三菱UFJニコス(株)保証
JAカードローン 約定返済型	・用途自由	・組合員 ・満20歳以上、満70歳未満	極度額50万円以内(基金協会) 10万円以上500万円以内(三菱UFJニコス(株))	1年(自動更新)	・普通貯金への入金により自動的に返済	・担保不要 ・基金協会保証 ・三菱UFJニコス(株)保証
JA営農ローン	・肥料、飼料、農業機械部品、燃料など営農資金	・正組合員 ・満18歳以上、最終返済時満70歳未満	極度額300万円 かつ前年のJAへの農産物販売実績の範囲	1年(自動更新)	・普通貯金への入金により自動的に返済	・担保不要 ・基金協会保証
JA農業ローン	・農業施設、資材機械器具など	・正組合員 ・満18歳以上、最終返済時満71歳未満	10万円以上300万円以内	6ヵ月以上5年以内	・元利金等返済(固定)	・担保不要 ・基金協会保証
農業経営 拡大資金	・農業施設、農業機械、農地の改良造成、家畜の購入、生産資材等の購入等	・組合員 ・農事法人組合・団体 ・満20歳以上、最終返済時満74歳未満	所要額以内	25年以内	・元利均等返済 ・元金均等返済(固定・変動) ・期日一括返済	・個人保証 ・基金協会保証 ・必要に応じ担保
農業近代化 資金	・農作業所、トラクター・コンバイン・田植機などの農機具 ・その他	・正組合員 ・農事法人組合・団体 ・転作達成している方	農業者個人1,800万円以内 団体等2億円以内	農機具等7年以内 施設等15年以内	・元金均等返済(固定)	・担保は基金協会の判断による ・基金協会保証

(注)上記の他にもお客様の要望にお応えできる各種ローンをご用意いたしております。また、ローンのご利用にあたりましては、ご契約上の規定・ご返済方法・ご利用限度額・現在のご利用額・金利変動ルール等十分ご留意の上ご利用ください。(詳しくは窓口にてご確認ください。)

## ◇為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

## ◇その他の業務及びサービス

当ＪＡでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、貸金庫のご利用、全国のＪＡでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

## □手数料一覧

※各手数料は、令和４年５月１日現在。消費税１０％を含んでおります。

### 内国為替の手数料

種 類		3万円未満	3万円以上	
送金手数料（1件につき）	当組合本・支店あて	440円	440円	
	他金融機関あて（送金小切手）	660円	660円	
送金手数料（1件につき）	同一店内あて	110円	330円	
	当組合本・支店あて	220円	440円	
	他金融機関あて	電信扱	550円	770円
		文書扱	440円	660円
代金取立手数料	同一手形交換所内	1通につき	220円	
	当組合管内の他交換所	1通につき	440円	
	他金融機関あて	普通扱	1通につき	660円
		至急扱	1通につき	880円
交換代手手数料	他金融機関あて	1通につき	440円	
その他諸手数料	送金・振込の組戻料	1件につき	660円	
	不渡手形返却料	1通につき	660円	
	取立手形組戻料	1通につき	660円	
	取立手形店頭呈示料	1通につき	660円	
	ただし、660円を超える取立費用を要する場合は、その実費を申し受けます。 離党回金料			無料

### 貯金関係手数料

手形帳・小切手帳交付、通帳・証書再発行等

項 目	料金基準	金 額	備 考
自己宛小切手発行	1枚につき	550円	
手形帳交付	1冊につき	880円	
小切手帳交付	1冊につき	660円	
ＩＣキャッシュカード発行	1枚につき	無料	
クレジット一体型ＩＣキャッシュカード発行	1枚につき	無料	
通帳再発行	1冊につき	1,100円	盗難・災害による喪失等の場合は、所定の確認により無料
証書再発行	1冊につき	1,100円	
キャッシュカード再発行	1枚につき	1,100円	
ＩＣキャッシュカード再発行	1枚につき	1,100円	
クレジット一体型ＩＣキャッシュカード再発行	1枚につき	550円	
残高証明書発行	1通につき	550円	窓口発行分
その他各種証明書発行	1通につき	550円	
取引履歴明細書発行（H15.11以降）	10枚まで	550円	11枚から1枚につき11円加算
取引履歴明細書発行（H15.11以前）	10枚まで	550円	11枚から1枚につき22円加算
地方公共団体税金納付取次	1枚につき	550円	
国債口座管理手数料	1口座1カ月につき	110円	

※定期貯金や普通口座等複数商品の取引履歴明細書発行依頼があった場合、商品ごとに料金表に基づき徴収する。

### 自動化機器による取引先手数料

(1) 農協内貯金ネット、県内農協貯金ネット、全国農協貯金ネットによる利用

取引日および取引時間帯		支払・入金		
		農協内ネット(自店含む)	県内ネット	全国ネット
平日	8:00～ 8:45	無 料	無 料	無 料
	8:45～18:00	無 料	無 料	無 料
	18:00～21:00	無 料	無 料	無 料
土曜日	8:00～ 8:45	無 料	無 料	無 料
	8:45～14:00	無 料	無 料	無 料
	14:00～21:00	無 料	無 料	無 料
日 曜	8:00～21:00	無 料	無 料	無 料
祝(休)日	8:00～21:00	無 料	無 料	無 料

(注1) 祝(休)日には、1月2日、1月3日を含みます。  
(注2) 12月31日が月～金曜日の場合は土曜日扱いとします。

(2) 業態間(MICS)提携、JFマリンバンク提携による利用

取引日および取引時間帯		支払・入金		
		業態間提携	うち三菱UFJ銀行	JFマリンバンク提携
平日	8:00～ 9:00	110円	8:00～ 8:45 110円	無 料
	9:00～18:00	110円	8:45～18:00 無 料	無 料
	18:00～21:00	220円	110円	無 料
土曜日	8:00～ 9:00	220円	110円	無 料
	9:00～14:00	110円	110円	無 料
	14:00～21:00	220円	110円	無 料
日 曜	8:00～21:00	220円	110円	無 料
祝(休)日	8:00～21:00	220円	110円	無 料

(注1) 祝(休)日には、1月2日、1月3日を含みます。  
(注2) 12月31日が月～金曜日の場合は土曜日扱いとします。

### 円貨両替手数料

両替枚数	1枚～100枚	101枚～300枚	301枚～500枚	501枚～1000枚	1001枚～
手数料	無 料	220円	330円	440円	550円

※両替枚数は、持参現金の合計枚数が受け取る合計枚数のいずれか多い方の枚数となります。  
ただし、次の取引については無料となります。(1)同一金種での新券への交換、(2)損券・損貨の交換、(3)記念硬貨への交換、  
(4)貯金口座への入金分、貯金口座からの出金分、(5)組合員の両替

### 郵貯提携による取引先手数料

当組合発行のキャッシュカードまたはローンカードにより郵貯のATMを利用して現金の払い出し(支払取引)・預け入れ(入金取引)が行われた場合の手数料

取引日および取引時間帯		料金基準	取引先手数料
平日	8:00～ 8:45	取引1件につき	220円
	8:45～18:00	取引1件につき	110円
	18:00～21:00	取引1件につき	220円
土曜日	8:00～ 9:00	取引1件につき	220円
	9:00～14:00	取引1件につき	110円
	14:00～21:00	取引1件につき	220円
日 曜	8:00～21:00	取引1件につき	220円
祝(休)日	8:00～21:00	取引1件につき	220円

(注1) 祝(休)日には、1月2日、1月3日を含みます。  
(注2) 12月31日が月～金曜日の場合は土曜日扱いとします。

### セブン銀行提携による取引先手数料

当組合発行のキャッシュカードまたはローンカードによりセブン銀行のATMを利用して現金の払い出し(支払取引)・預け入れ(入金取引)が行われた場合の手数料

取引日および取引時間帯		料金基準	取引先手数料
平日	8:00～ 8:45	取引1件につき	220円
	8:45～18:00	取引1件につき	110円
	18:00～21:00	取引1件につき	220円
土曜日	8:00～ 9:00	取引1件につき	220円
	9:00～14:00	取引1件につき	110円
	14:00～21:00	取引1件につき	220円
日 曜	8:00～21:00	取引1件につき	220円
祝(休)日	8:00～21:00	取引1件につき	220円

(注1) 祝(休)日には、1月2日、1月3日を含みます。  
(注2) 12月31日が月～金曜日の場合は土曜日扱いとします。

### コンビニATM2社提携による取引先手数料

当組合発行のキャッシュカードまたはローンカードによりコンビニATM2社（㈱イーネット・㈱ローン銀行）のATMを利用して現金の払い出し（支払取引）・預け入れ（入金取引）を行った場合の手数料

取引日および取引時間帯	料金基準	取引先手数料
平日	8:00～ 8:45	取引1件につき 220円
	8:45～18:00	取引1件につき 110円
	18:00～21:00	取引1件につき 220円
土曜日	8:00～ 9:00	取引1件につき 220円
	9:00～14:00	取引1件につき 110円
	14:00～21:00	取引1件につき 220円
日曜	8:00～21:00	取引1件につき 220円
祝(休日)	8:00～21:00	取引1件につき 220円

(注1) 祝(休)日には、1月2日、1月3日を含みます。  
 (注2) 12月31日が月～金曜日の場合は土曜日扱いとします。

### 成年後見支援貯金にかかる手数料

商品	項目	手数料
成年後見支援貯金 (普通貯金) 成年後見支援貯金無利息型 (決済用)	口座開設手数料	11,000円
	口座管理手数料(年額)	無料
	その他手数料	振替サービス「振込」または定時自動送金を利用する場合、当組合所定の取扱手数料

### 未利用口座にかかる管理手数料

2021年10月1日以降に開設され、2年間ご利用のない残高10,000円未満の「未利用口座」を対象とする管理手数料

商品	手数料
普通貯金口座(一般・総合・営農・こども) 貯蓄貯金口座	年間1,320円

### インターネットバンキングによる取引手数料

月額手数料	無 料					
振込手数料	自店内	本支店間	県内系統	県外系統	他金融機関	
	3万円未満	無 料	無料	110円	220円	220円
	3万円以上	無 料	無料	220円	220円	330円
為替手数料	無 料					

貸出関係手数料			
一 般 資 金			
項 目	料金基準	手数料	備 考
貸出事務手数料			地公等・貯金担保・共済担保・農業制度資金・災害資金は無料
証書貸付	1 件	3,300円	カードローン証書化は無料
手形・当座貸越	1 件	3,300円	約定返済型への切替は無料
手形割引	1 件	1,100円	
債務保証	1 件	1,100円	
繰上返済			地公等・貯金担保・共済担保・農業制度資金・災害資金は無料
一部繰上返済			
窓口扱い	1 回	6,600円	留保金の繰上返済は無料
I B 扱い	1 回	無 料	
全額繰上返済			
実行日から10年以内	1 件	3,300円	
実行日から10年超	1 件	無 料	
残存期間1年未満	1 件	無 料	
金利変更手数料	1 回	6,600円	固定金利から変動金利等への変更または金利引き下げ等
発行手数料			
残高証明書	1 通	550円	
融資見込証明書	1 通	5,500円	
住 宅 関 連 資 金			
項 目	料金基準	手数料	備 考
貸出事務手数料			
証書貸付	1 件	11,000円	住宅ローン（リフォーム）・住宅資金・特別事業資金
繰上返済・貸出返済条件変更手数料			
一部繰上返済			
窓口扱い	1 回	6,600円	留保金の繰上返済は無料
I B 扱い	1 回	無 料	
全額繰上返済			
実行日から10年以内	1 件	6,600円	
実行日から10年超	1 件	無 料	
残存期間1年未満	1 件	無 料	
金利変更手数料	1 回	6,600円	固定金利から変動金利等への変更または金利引き下げ等
住宅ローンの固定変動金利選択手数料	1 回	6,600円	借入申込時の固定金利選択については、初回のみ無料
発行手数料			
残高証明書	1 通	550円	
融資見込証明書	1 通	5,500円	
住宅取得控除証明書	1 通	無 料	

※各手数料は、消費税10%の税込表示となっております。

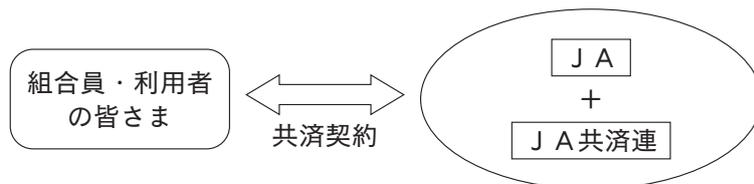
## 事業のご案内（共済事業）

### ◇ J A 共済の仕組み

J A 共済は、J A が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。

事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

平成17年4月1日から、J A と J A 共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。J A と J A 共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



J A : J A 共済の窓口です。

J A 共済連 : J A 共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

## 事業のご案内（購買事業）

生産資材店舗では、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。米や野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。

各地区を担当する営農指導員「TAC」が野菜づくりのアドバイスも行っています。

## 事業のご案内（販売事業）

販売事業は、農家が生産した農畜産物を取りまとめ、首都圏をはじめとして共同販売や直売所等による地産地消の取り組みを行い、消費者の皆さまへ安全で高品質、新鮮な農畜産物をお手頃な価格で提供することを目的とする事業です。今後とも、優良な農畜産物の提供を心掛けていきます。

また、「地産地消」の取り組みとして、管内8カ所に当 J A 直営の農産物直売所を開設してのほか、管内の A コープ、ポケットファームときどき、スーパーなどヘインショップ直売所も出店し、消費者に直接、農家が持ち寄った地元でとれた安全・安心・新鮮な農産物の提供を行っています。

## 事業のご案内（保管事業）

低温倉庫に米・麦の集約保管を計画的に実行し、各倉庫の有効利用に努めています。

## 事業のご案内（加工事業）

加工事業では、「地産地消」「原料生産者の顔の見える素材を生かした加工品づくり」をテーマに、管内生産者の農産物を主原料とした味噌類・ジュース類・ジャム類・ジェラート・梅干・餅を当JAで製造する他、焼酎類・ゼリー類・トマトジュースも外部委託製造し、管内外で販売しています。

農業経営に付加価値を取り込むことで、農業所得向上・経営改善を図ることを目的としている事業です。

## 事業のご案内（利用事業）

共同利用施設などを組合員が利用し、その利用に応じ一定の利用料を受け入れる事業で、施設そのものの貸与あるいは施設における労役の提供と、それに伴う材料の消費などが生ずることがあります。

当JAでは、ライスセンター、直売所などの施設利用の他、葬祭、宅配、農業機械などの利用事業があります。

## 事業のご案内（指導事業）

農産物の育成方法をはじめとする、組合員の営農活動を支援する営農指導と、組合員や地域のみなさまの豊かなくらしづくりを支える生活指導を行うことで、ほかのJA事業の基盤となる事業です。

なかでも営農指導事業は、農業経営全般の相談・指導など、その業務は幅広く、①農業生産技術指導 ②農業経営指導 ③部会等の組織育成強化 ④共同利用施設の運営・指導などがあります。

また、組合員への出向活動を強化するために、営農相談員を設置し「TAC」という愛称で、情報提供・提案活動を継続的積極的に行っています。

## 事業のご案内（その他の事業）

### ◇資産管理事業

組合員のより良い資産継承のために、相続や土地利用などの相談活動を行っています。また、管理を受託している賃貸物件については、幅広い広告媒体を通じて入居募集を展開しています。

### ◇旅行事業

組合員とその家族及び地域住民の豊かな暮らしを実現する上で、大きな役割を果たしているのが旅行事業です。国内旅行から海外旅行まで、取り扱っています。

## 協同会社

### ◇有限会社ジェイエイ水戸グループサービス

有限会社ジェイエイ水戸グループサービスは、2002年6月に設立した当JAの子会社です。

Aコープ店舗事業、食材宅配事業などを主要事業とし、組合員・利用者の皆さまに喜ばれる商品の提供に努めています。

法人名	所在地・電話	主要事業内容	設立(出資) 年月日	資本金 (出資金)	当組合出資 比率(%)
有限会社 ジェイエイ 水戸グループ サービス	水戸市赤塚2-27 TEL 029-257-7061	Aコープ店舗事業(Aコープ常北、Aコープかつら) 食材事業(食材センター)	2002年 6月1日	9,000 千円	100 %

### ◇JA水戸アグリサポート株式会社

JA水戸アグリサポート株式会社は、2015年2月に設立した当JAの子会社です。

当JA管内において、農業従事者の高齢化や後継者不足とともに、耕作放棄地の発生が課題となっている状況を踏まえ、JAの施設利用事業の経営資源を最大限に活用し、組合員の設備投資や労力の負担軽減の一翼を担うため、JAを主体とする農業法人を設立し、地域農業の担い手として農業振興に取り組んでいます。

法人名	所在地・電話	主要事業内容	設立(出資) 年月日	資本金 (出資金)	当組合出資 比率(%)
JA水戸 アグリサポート 株式会社	水戸市渡里町3832 TEL 029-246-6222	農作業の受委託、 共同利用施設の運営管理、 農産物の生産販売	2015年 2月19日	9,900 千円	96 %

## J A の概況・組織

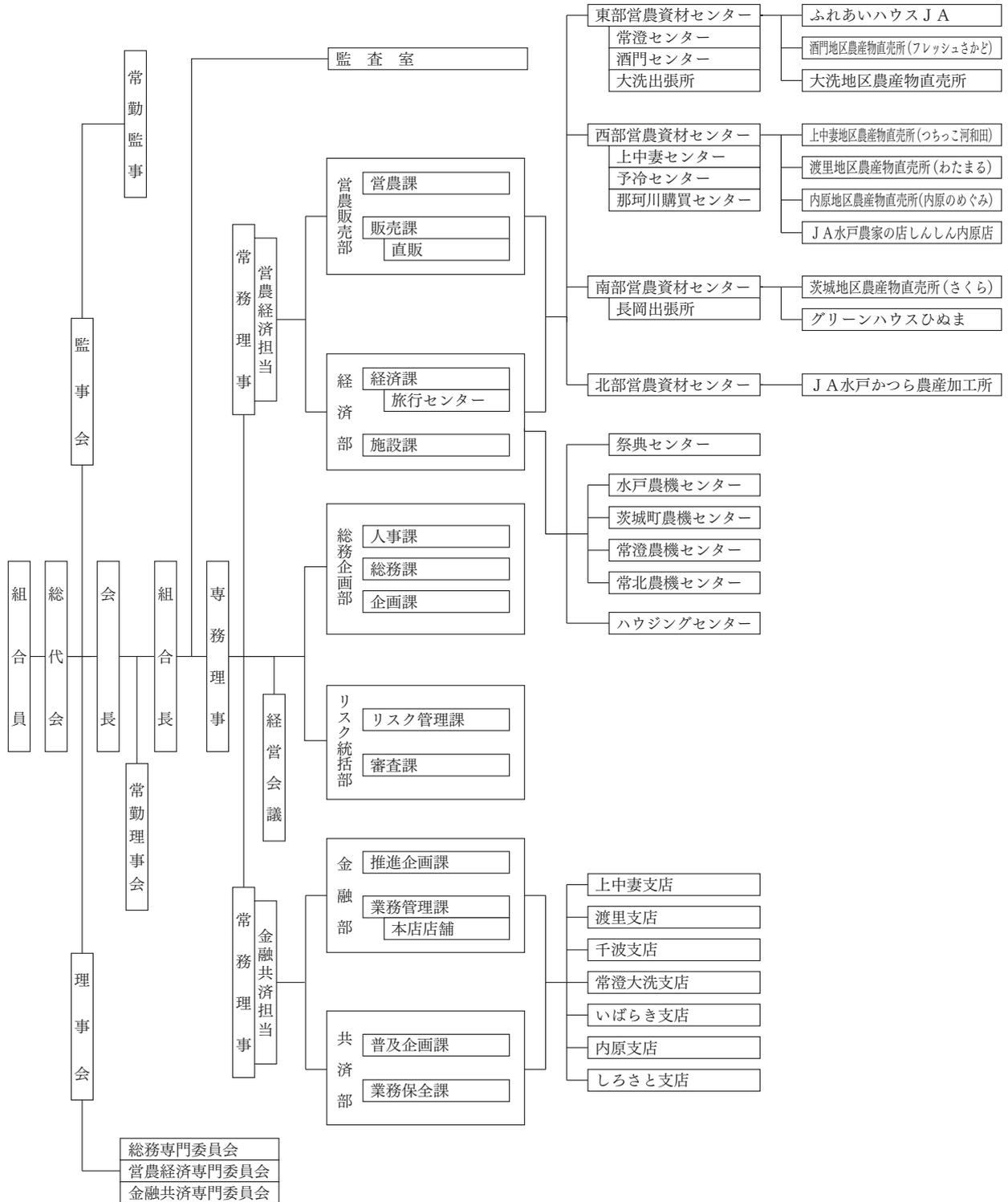
### 沿革（あゆみ）

時代年号	西 暦	月	日	主 な で き こ と
平成5年	(1993年)	8月	1日	水戸地域7 J A が広域合併し、「水戸農業協同組合」（愛称：J A 水戸）が発足
		8月	5日	J A 水戸開所式
平成6年	(1994年)	8月	1日	初の特定優良賃貸住宅管理開始
平成7年	(1995年)	5月	15日	J A 県経済連との共同施行により、J A 祭典水戸がスタート
平成8年	(1996年)	8月	2日	ライフアドバイザーのふれあい L A 進発式
		10月	11日	J A 水戸のオリジナル米「水戸っ穂」がデビュー
		5月	14日	J A 水戸改革を専門的に検討する組織再編特別委員会設置
平成9年	(1997年)	8月	14日	手づくりの郷かつらで、低カロリージェラート販売開始
		11月	17日	支店統合再編に向け検討する経営改善（アタック21）特別委員会設置
		8月	1日	合併5周年記念日（県下では45 J A、うち広域 J A は14）
平成10年	(1998年)	11月	1日	第1次支店の統合再編（上中妻、常北、かつらの3地区）
		3月	16日	初の J A 水戸農業振興大会
平成11年	(1999年)	7月	1日	第2次支店の統合再編（渡里、常澄、内原の3地区）
		7月	15日	訪問介護サービスセンター（まごころ）開所式及びまごころカー出発式
		10月	1日	生産資材全般の J A 水戸県域戸別配送オープンセレモニー
		11月	6日	渡里地区農産物直売所オープン
		6月	16日	生協店舗「コープフレール水戸」内に常設の J A 水戸地場野菜直売所を開設
平成12年	(2000年)	6月	22日	新しい経営改善（アタック21）特別委員会設置
		7月	1日	第3次支店の統合再編（酒門、長岡の2地区・3ヵ年計画で支店の統合再編終了）
		11月	18日	上中妻地区農産物直売所（愛称：つちっこ河和田）オープン
平成13年	(2001年)	2月	20日	J A 水戸オリジナル加工商品「水戸の三色干しいも」が登場
		11月	1日	合併後初の全組合員対象とした増資運動スタート
		11月	18日	酒門地区農産物直売所（愛称：フレッシュさかど）オープン
平成14年	(2002年)	2月	1日	J A 水戸広報紙「協同の心」が2月号で第100号発行
		6月	1日	有限会社ジェイエイ水戸グループサービスが発足
		11月	30日	合併10周年記念式典
平成15年	(2003年)	7月	23日	J A 水戸女性部設立総会
		9月	2日	本格的な J A 水戸ホームページが開設
		10月	30日	女性部茨城支部フレッシュミズ設立総会
		11月	4日	信用オンラインシステム（JASTEM）が稼働
平成16年	(2004年)	1月	26日	かつら地区大豆乾燥施設竣工式
		2月	2日	新築の緑岡支店が営業開始
		2月	21日	大洗海・山直売センター「いきいき」オープン
平成17年	(2005年)	3月	25日	フードスクエアカスミ水戸赤塚店内に農産物直売所開設
		4月	26日	第12回通常総代会で合併後初の出資配当が可決に
		7月	1日	大洗町地域限定芋焼酎「大洗」を発売開始
		7月	29日	J A 水戸女性大学開校
		12月	26日	J A 水戸防犯パトロール出発式
平成18年	(2006年)	3月	31日	茨城地区農産物直売所（愛称：さくら）オープン
		7月	7日	内原地区農産物直売所（愛称：内原のめぐみ）オープン
		11月	17日	干しいも用のサツマイモを使った3種芋焼酎「一人笑」「二人笑」「三人笑」を発売
平成19年	(2007年)	2月	14日	初の J A 水戸農産物直売所出荷者大会
平成20年	(2008年)	2月	1日	平成20年度定期人事異動に伴い、管理支援センター、総合サービスセンターを開設
		2月	6日	紫芋の新品種「九州137号」使った芋焼酎「華むら咲」を発売

平成20年	(2008年)	12月	8日	総合サービスセンター新店舗オープン
平成21年	(2009年)	2月	1日	貯金残高1,000億円達成記念式典
		5月	24日	水戸献血連合会総会で当組合の社会貢献活動が評価され、表彰状を授与
		12月	7日	ひめま営農資材センター新事務所がオープン
平成22年	(2010年)	8月	27日	コシヒカリ「J A水戸」が発売
平成23年	(2011年)	3月	24日	東日本大震災により被災された組合員を対象とした緊急融資の実施
		4月	29日	大洗地区農産物直売所リニューアルオープン
平成24年	(2012年)	4月	21日	いきいき健康づくりプロジェクトがスタート
		7月	2日	J A水戸合併20周年記念旅行
		10月	27日	第1回J A水戸ウォーキング大会
平成25年	(2013年)	7月	6日	J A水戸合併20周年記念式典
		9月	1日	総合ポイントサービス・直売所ポイントサービスがスタート
		10月	31日	内原播田実発電所通電式
平成26年	(2014年)	4月	24日	特別栽培米おにぎりを販売開始
		6月	14日	初代J A水戸・地域農業応援大使が活動開始
平成27年	(2015年)	1月	9日	「J A水戸オウエン」を商標登録
		2月	18日	J A水戸アグリサポート(株)が設立
		7月	9日	茨城町農業公社が設立
平成28年	(2016年)	5月	27日	茨城町産メロンをマレーシアに輸出開始
		8月	22日	1事業所1協同活動がスタート
		10月	22日	初の農業機械・農業資材合同展示会
平成29年	(2017年)	9月	1日	J A水戸農家の店しんしん内原店オープン
		10月	30日	常澄ライスセンター竣工式
平成30年	(2018年)	2月	7日	「水戸の柔甘ねぎ」がGI登録
		3月	22日	「水戸のねぎ」が県銘柄産地指定
令和元年	(2019年)	2月	16日	「水戸の柔甘ねぎ」「いばらきキッス」を首相官邸でPR
		5月	17日	茨城町産メロン「愛ちゃんメロン」が香港で店頭販売
令和2年	(2020年)	5月	25日	常北・かつら地区、茨城・ひめま地区、常澄・大洗地区の支店統廃合により、新たにしろさと支店・いばらき支店・常澄大洗支店がオープン
		11月	24日	南部営農資材センターにて資材館リニューアルオープン
令和3年	(2021年)	6月	8日	水戸市産 水戸乃梅「ふくゆい」出荷開始
		11月	14日	酒門支店と緑岡支店を統合し、千波支店として新設

機構図

(令和4年5月1日現在)



役員構成

(令和4年5月1日現在)

役 職 名	氏 名	摘 要
代表理事会長	八木岡 努	渡里地区・総務専門委員
代表理事組合長	飯島 清光	常澄地区
代表理事専務・常任理事	園部 優	渡里地区
常務理事（営農経済担当）	海老沢幸洋	実務精通役員
常務理事（金融共済担当）	宮田 清	実務精通役員・信用事業専任
常任理事（非常勤）	小沼 正男	大洗地区・常任理事副委員長・営農経済専門委員
〃	岡崎 一美	常北地区・金融共済専門委員長
〃	長谷川重幸	ひぬま地区・常任理事委員長・総務専門委員
〃	大塚 茂	茨城地区・営農経済専門副委員長
〃	大谷 広城	常澄地区・金融共済専門副委員長
〃	大場 政義	内原地区・営農経済専門委員長
〃	小幡 利克	かつら地区・総務専門副委員長
〃	山口 康彦	上中妻地区・総務専門委員長
〃	田寺 孝一	酒門地区・総務専門委員
理 事	吉成 典彦	組合員組織代表（生産部会）・営農経済専門委員
〃	立原 正江	認定農業者または実践の能力者（女性）・営農経済専門委員
〃	河原井大介	常北地区・総務専門委員
〃	和家 孝之	ひぬま地区・金融共済専門委員
〃	山崎 仁志	組合員組織代表（青年部）・営農経済専門委員
〃	小松崎和夫	緑岡地区・金融共済専門委員
〃	細谷 智宏	内原地区・金融共済専門委員
〃	川原井正浩	上中妻地区・営農経済専門委員
〃	高土 悦子	組合員組織代表（女性部）・金融共済専門委員
〃	清水 猛	組合員組織代表（生産部会）・営農経済専門委員
〃	吉川 利弘	組合員組織代表（青年部）・総務専門委員
〃	綿引恵美子	組合員組織代表（女性部）・総務専門委員
〃	清水 昭男	茨城地区・総務専門委員
〃	村田 恒徳	酒門地区・金融共済専門委員
〃	小坏 清治	かつら地区・金融共済専門委員
代表監事	櫻井 修	員外
常勤監事	飛田 啓一	実務精通役員
監 事	海東 健	水戸地区
〃	村田 一	大洗・茨城地区
〃	加藤木正幸	内原・常北・かつら地区

組合員数
------

(令和4年1月31日現在)  
(単位：人・団体)

資格区分		令和2年度	令和3年度
正組合員数			
個人	男性	8,946	8,731
	女性	2,182	2,150
	計	11,128	10,881
法人		54	55
小計		11,182	10,936
准組合員数			
個人	男性	6,625	6,804
	女性	6,205	6,321
	計	12,830	13,125
法人または団体		100	102
小計		12,930	13,227
組合員総数			
個人	男性	15,571	15,535
	女性	8,387	8,471
	計	23,958	24,006
法人または団体		154	157
合計		24,112	24,163

組合員組織の状況

(令和4年1月31日現在)

(単位：人)

水戸地区

(単位：人)

組織名	構成員数
協力委員	1,155
女性部	480
東部支部	85
西部支部	277
南部支部	36
北部支部	82
青年部	111
水戸支部	17
常澄支部	22
大洗支部	12
茨城町支部	32
内原支部	14
城里支部	14
年金友の会	6,433
水戸支部	2,241
常澄支部	748
大洗支部	86
茨城町支部	1,271
内原支部	591
常北支部	913
かつら支部	620
資産管理研究会	33
生産部会代表者連絡協議会	11
農産物直売所連絡協議会	10
水戸地域農業振興連絡協議会	21
外国人実習生受入農家連絡会	28
アスパラガス生産部会	10
ワインブドウ生産部会	7
茨城町地区共済協力会	13

組織名	構成員数
水戸園芸部会	57
ニラ部	24
ピーマン部	3
ニンジン部	16
カボチャ部	10
ナス部	20
水戸地区ネギ生産部会	47
柔甘ネギ部	20
水戸地区イチゴ生産部会	8
水戸地区ハクサイ部会	14
水戸ウメ生産部会	24
上中妻地区生産組合	87
酒門営農生産組合	10
上中妻地区農産物直売部会 (つちっこ河和田)	210
渡里地区農産物直売部会 (わたまる)	195
酒門地区農産物直売部会 (フレッシュさかど)	160
カスミ赤塚店直販部会	79
水戸市肥育牛部会	9
上中妻地区水田農業構造改革対策推進協議会	7
河和田地区水田農業構造改革対策推進協議会	37
山根地区水田農業構造改革対策推進協議会	15
渡里地区水田農業構造改革対策推進協議会	4
飯富地区水田農業構造改革対策推進協議会	14
上国井地区水田農業構造改革対策推進協議会	3
下国井地区水田農業構造改革対策推進協議会	3
田谷地区水田農業構造改革対策推進協議会	2
柳河地区水田農業構造改革対策推進協議会	5
上大野地区水田農業構造改革対策推進協議会	16
酒門地区水田農業構造改革対策推進協議会	11
吉田地区水田農業構造改革対策推進協議会	7
緑岡地区水田農業構造改革対策推進協議会	17
常磐地区水田農業構造改革対策推進協議会	3
水戸市農業用プラスチック処理協議会	144
水戸市労災保険特別加入組合	268

大洗地区 (単位：人)

組織名	構成員数
そ菜生産連合会	18
ダイコン部会	5
カンショ生産部会	17
東部イチゴ生産部会 (大洗)	5
大洗地区農産物直売部会	96

茨城町地区 (単位：人)

組織名	構成員数
茨城町生産部会代表者連絡協議会	23
イチゴ生産部会	14
ニンジン部会	32
カンショ部会	18
加工バレイショ部会	49
メロン部会	43
こだわりメロン研究部	11
加工トマト生産部会	20
ミツバ生産部会	9
クリ生産部会	34
ニラ生産部会	19
ミニトマト部会	24
葉物生産部会	95
アールスメロン部会	10
ひぬま産直部会	15
肥育牛部会	4
キャベツ生産部会	23
特別栽培米生産部会	6
茨城地区生産直売所部会 (グリーンハウスひぬま)	63
茨城地区農産物直売部会 (さくら)	146
カスミ水戸南店直販部会	36
銘柄確立推進協議会	13
農畜産物生産流通対策協議会	28
農業労災保険特別加入組合	69
麦・大豆作付集落連絡協議会	15

内原地区 (単位：人)

組織名	構成員数
内原生産対策協議会	135名
イチゴ生産部会	10名
加工ナス部会	6名
内原地区農産物直売部会 (内原のめぐみ)	160名
杉崎町営農組合	96名
小林町営農組合	36名
中原営農組合	31名
播田実営農組合	70名

常澄地区 (単位：人)

組織名	構成員数
常澄地区園芸部会連絡協議会	44
東部イチゴ生産部会	9
東部そ菜生産部会	7
キュウリ生産部会	7
南ハウス園芸生産部会	2
トルコギキョウ販売部会	5
ガーベラ販売部会	2
ふれあいハウス青果直売部会	122
ブランド米栽培研究会	14
下大野地区水田農業構造改革対策推進協議会	16
稲荷地区水田農業構造改革対策推進協議会	10
大場地区水田農業構造改革対策推進協議会	19
常澄地区水稲農業航空防除隊	28

常北地区 (単位：人)

組織名	構成員数
常北地区生産部会連絡協議会	12
加工バレイショ部会	8
加工ナス部会	5
施設園芸部会	6
ナス部会 (※)	5
北部ショウガ部会	81
ニラ部会 (※)	7
常北農産直売部会	106
古内茶生産組合	8
じょうほくそば組合	4
和牛改良組合	7
常北地区環境にやさしい米づくり部会	15

※水戸園芸部会に所属

かつら地区 (単位：人)

組織名	構成員数
桂生産者連絡協議会	13
かつら採種部会	35
レッドポアロー研究会	11
城里ウメ部会	11
フローラネット城里	10
産直部会	48
城里町桂村和牛改良組合	5
城里常陸大黒研究会	9
城里町ナス出荷部会	16
かつら農産物直売部会	48
農林水田病虫害防除運営委員会	18

当JAの組合員組織を記載しています。

**地区一覧**

(令和4年5月1日現在)

当組合の地区は、茨城県水戸市、東茨城郡大洗町、東茨城郡茨城町、東茨城郡城里町の内、大字石塚、大字那珂西、大字上泉、大字増井、大字磯野、大字上入野、大字上青山、大字下青山、大字春園、大字小坂、大字勝見沢、大字上古内、大字下古内、大字上坏、大字下坏、大字粟、大字北方、大字高久、大字錫高野、大字孫根、大字岩船、大字高根、大字阿波山、大字下阿野沢、大字上阿野沢、大字御前山、大字高根台が区域となっています。

**店舗等のご案内**

★印がATM併設店舗です。

●本店

(令和4年5月1日現在)

事業所名	郵便番号	住所	TEL	FAX
本店	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-5111(代)	254-9370(代)
監査室	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-5114	254-9370
総務企画部	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-5111	254-9370
リスク統括部	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-5111	254-9370
営農販売部	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-9353	254-9373
経済部	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-9354	254-9373
金融部	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-7935	254-9371
共済部	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-5117	254-9371
旅行センター	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-9352	254-9370

●支店

事業所名	郵便番号	住所	TEL	FAX
上中妻支店★	311-4143	水戸市大塚町1261-3	251-8503	251-8549
渡里支店★	310-0902	水戸市渡里町2929	221-7698	221-7690
酒門支店★	310-0841	水戸市酒門町1358-1	247-4926	247-4928
千波支店★	310-0851	水戸市千波町1867	241-2711	241-2712
常澄大洗支店★	311-1115	水戸市大串町1203	269-2446	269-2836
いばらき支店★	311-3116	東茨城郡茨城町長岡1263	292-0011	292-0936
内原支店★	319-0315	水戸市内原1-210	259-2308	259-3878
しろさと支店★	311-4303	東茨城郡城里町石塚572-1	288-2067	288-2049

●ATM

事業所名	郵便番号	住所	TEL	管理元店舗
J A 全農いばらきATM	311-3155	東茨城郡茨城町下土師1950	292-0011	いばらき支店
大洗出張所ATM	311-1313	東茨城郡大洗町成田町208	269-2446	常澄大洗支店
南部営農資材センターATM	311-3138	東茨城郡茨城町城之内684-26	292-0011	いばらき支店
北部営農資材センターATM	311-4344	東茨城郡城里町阿波山2737	288-2067	しろさと支店
旧酒門支店ATM	310-0841	水戸市酒門町1358-1	241-2711	千波支店

●営農資材センター・資材センター

事業所名	郵便番号	住所	TEL	FAX
東部営農資材センター(常澄センター)	311-1115	水戸市大串町1203	269-2430	269-2185
酒門センター	310-0841	水戸市酒門町1428-2	247-4918	247-5228
大洗出張所	311-1313	東茨城郡大洗町成田町208	266-2663	266-2249
西部営農資材センター(上中妻センター)	311-4143	水戸市大塚町1261-3	251-8621	251-8564
予冷センター	311-4155	水戸市飯島町1309-4	252-2525	255-5116
那珂川購買センター	311-4206	水戸市飯富町4436-1	229-7391	229-7312
J A 水戸農家の店しんしん内原店	319-0315	水戸市内原1-210	257-0501	257-0502
南部営農資材センター	311-3138	東茨城郡茨城町城之内684-1	293-6166	293-6119
長岡出張所	311-3116	東茨城郡茨城町長岡1263	292-1313	292-0064
北部営農資材センター	311-4344	東茨城郡城里町阿波山2737	289-2712	289-4307

●農機センター

事業所名	郵便番号	住所	TEL	FAX
水戸農機センター	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-9359	252-2076
常澄農機センター	311-1115	水戸市大串町1203	269-3727	240-5009
茨城町農機センター	311-3116	東茨城郡茨城町長岡1263	292-6054	292-6184
常北農機センター	311-4303	東茨城郡城里町石塚580-1	288-7062	288-7062

●ハウジングセンター

事業所名	郵便番号	住所	TEL	FAX
ハウジングセンター	310-0805	水戸市中央1-6-32	350-1800	350-1801

●祭典センター

事業所名	郵便番号	住所	TEL	FAX
祭典センター（本社）	319-0206	笠間市安居字下平2700-1	0299-45-8001	0299-37-6462
祭典センター（赤塚）	310-4141	水戸市赤塚2-27	254-9357	252-2536
東水戸ホール	310-0836	水戸市元吉田町1521-5	247-5942	304-1110
おくのやホール	311-3156	東茨城郡茨城町奥谷1883	219-0983	219-0133
中央水戸ホール	310-0851	水戸市千波町2770-43	297-7722	219-0335
城里ホール	311-4303	東茨城郡城里町石塚1694	291-4194	291-4193

●農産物直売所

事業所名	郵便番号	住所	TEL	FAX
ふれあいハウス」A	311-1132	水戸市東前町690	269-5267	269-5267
グリーンハウスひぬま	311-3138	東茨城郡茨城町城之内684-26	293-6606	293-6606
上中妻地区農産物直売所「つちっこ河和田」	311-4153	水戸市河和田町3008	254-5025	254-5025
渡里地区農産物直売所「渡里のマルシェ『わたまる』」	310-0902	水戸市渡里町2929	231-2544	231-2544
酒門地区農産物直売所「フレッシュさかど」	310-0841	水戸市酒門町1428-1	247-0055	247-0055
大洗地区農産物直売所 （大洗海・山直売センター「いきいき」内）	311-1301	東茨城郡大洗町磯浜町8253-18	266-0831	266-0831
茨城地区農産物直売所「さくら」	311-3114	東茨城郡茨城町大戸3425-8	219-0330	219-0335
内原地区農産物直売所「内原のめぐみ」	319-0315	水戸市内原1-210	259-3666	259-3666

●農業関連施設・加工所

事業所名	郵便番号	住所	TEL	FAX
上中妻ライスセンター	311-4155	水戸市飯島町1309	254-8611	254-8611
那珂川流域ライスセンター	310-0902	水戸市渡里町3827-1	228-0005	228-0005
常北ライスセンター	311-4311	東茨城郡城里町増井	288-4599	288-4599
常澄ライスセンター	311-1114	水戸市塩崎町1200-2	297-2237	297-2237
内原ライスセンター	319-0323	水戸市鯉淵町3486-2	259-3378	259-3378
内原育苗センター	319-0323	水戸市鯉淵町5113-82	259-6588	259-6588
城之内集出荷場	311-3138	東茨城郡茨城町城之内673	293-9770	293-9775
かつら農産加工所	311-4344	東茨城郡城里町阿波山653-1	289-4547	289-4547
かつら種子センター	311-4344	東茨城郡城里町阿波山653	289-4705	289-4705

●(有)ジェイエイ水戸グループサービス

事業所名	郵便番号	住所	TEL	FAX
本社	311-4141	水戸市赤塚2-27	257-7061	257-7703
Aコープ常北	311-4303	東茨城郡城里町石塚1157	288-3334	288-3335
Aコープかつら	311-4344	東茨城郡城里町阿波山2737	289-2880	289-4416
長岡食材センター	311-3116	東茨城郡茨城町長岡1263	292-7576	292-7576

●JA水戸アグリサポート(株)

事業所名	郵便番号	住所	TEL	FAX
本社	310-0902	水戸市渡里町3832	246-6222	246-6303

特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。(令和4年5月1日現在)

会計監査人の名称

みのり監査法人（令和4年5月1日現在）所在地：東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町14階

## 役員等の報酬体系

### 役員

#### (1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

#### (2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額 (注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員 (注1) に対する報酬等	48	3

対象役員 (注1) に対する報酬等

(注1) 対象役員は、理事29名、監事5名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額 (引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額) によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

#### (3) 対象役員の報酬等の決定等について

##### ① 役員報酬 (基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定しています。

##### ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額を算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上していません。

### 職員等

#### (1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員及び当JAの主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるものうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

- (注2)「主要な連結子法人等」とは、当ＪＡの連結子法人等のうち、当ＪＡの連結総資産に対して２％以上の資産を有する会社等をいいます。
- (注3)「同等額」は、令和３年度に当ＪＡの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。
- (注4) 令和３年度において当ＪＡの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

#### その他

当ＪＡの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。